

# 知ってる？共済Q&A



## 入院で医療費が高額に

52歳男性。椎間板ヘルニアの手術を受けることになりました。「2カ月程度入院が必要」とのことで、支払いが心配です。医療費が高額になった場合、共済でカバーできますか？



### 高額療養費制度でカバー

病気やけがをしたとき、組合員の皆さまとご家族（被扶養者）は3割（就学前児童は2割、70歳以上は所得によって1割または3割）の自己負担で治療を受けることができます。それでも、入院や手術となると家計は大変です。

そこで、1カ月の医療費自己負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた分をあとで共済組合が払い戻す制度（高額療養費の支給）が

あります。70歳未満の方の自己負担限度額を表にまとめました。なお、請求手続は不要で後日、高額療養費を自動払いします。

また、医療機関の窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額までにとどめる「限度額適用認定証」による特例制度もあります。この場合は、共済組合が医療機関に直接、高額医療費を支払います。

#### 70歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額（外来・入院）
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%〔44,400円〕
上位所得者※	150,000円+（医療費-500,000円）×1%〔83,400円〕
住民税非課税世帯	35,400円〔24,600円〕

〔 〕内は4回目以降の支払額。 ※給料の月額が424,000円（特別職は530,000円）以上の組合員。

### 高額療養費計算のルール

- ① 高額療養費の対象となるのは、1人が1カ月に同一医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えたときです。
- ② 2つ以上の医療機関にかかった場合は、それぞれ別計算。同一医療機関にかかったときも、外来と入院は別計算ですし、診療科が異なれば別計算です。
- ③ 同一世帯で、同じ月に21,000円を超える自己負担が2回以上ある場合には、これらの合算額が限度額を超えた分が払い戻されます（世帯合算制度）。
- ④ 過去12カ月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときは、4回目から表の〔 〕内の額を超えた分が払い戻されます。
- ⑤ 血友病や血液製剤に起因するHIV感染は、年齢や所得にかかわらず毎月の限度額は10,000円です。人工透析を必要とする慢性腎不全は一般10,000円、上位所得者20,000円です。
- ⑥ 入院時の食事代負担分（一般の方で1食につき260円）、および70歳以上の方が医療保険適応の療養病床に入院するときの入院時生活療養費（食費約42,000円+居住費約10,000円）は高額療養費の対象外です。差額ベッド代も対象外です。
- ⑦ 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は表と異なります。詳しくは担当課（共済組合保険課）までお問い合わせください。

### 附加給付があります

自己負担額（入院時の食事代や入院時生活療養費を除く）から高額療養費支給額を差し引いた額が一定額（25,000円）を超えた場合には、共済組合から附加給付として一部負担金払戻金、家族療養費附加金、または家族訪問看護療養附加金が支

給されます。  
※自己負担が高額になりそうときは、あらかじめ共済組合から貸付（医療貸付や高額医療貸付）を受けることもできます（詳しくは共済組合福祉課まで）。